

殺虫剤・防そ剤等の使用記録

殺虫剤等使用記録 20XX年07月ZZ日～

使用日時	07月07日 18:00～18:30	月 日
薬剤名	ベンズロンΔ1%発泡錠	…
使用場所	下水処理場脇ピット	…
使用目的	チョウバエ駆除	…
使用量	1錠	…
使用面積等	ピット内水量約60 L	…
使用者	小山 和男	…
確認：保管管理者	佐々木 大作	…

注意事項：薬剤使用前に、清掃や蒸気による殺虫など、それ以外の方法で対処できないか検討すること。使用前に、食品衛生責任者に相談し、使用の許可を得ること。使用時は保護メガネ、保護手袋を装着し、食品を扱う衣服で作業しないこと。

殺虫剤や防そ剤等の起用記録の例です。この表は、複数の薬剤について、使用の都度、記録を残す様式ですが、薬剤ごとに台帳を作って、いつ、誰が、どれだけ使用したか分かるようにする様式もあると思います。

食品を扱う場所では、殺虫剤や殺そ剤（ねずみ駆除の薬剤）などの、人体に有毒な薬剤を使用しないことが一番です（使用しなくても済む衛生状態とする。レスケミカルあるいはノンケミカルと呼ばれます）。使用する場合も、防虫業者などの専門業者に依頼するのが安心です。さまざまな事情で、どうしても自分たちが使用しなければならない場合には、薬剤の取扱いの教育訓練を受けた限られた人が、食品や包装材料、食品を取り扱う機械器具および製造環境に悪影響を与えない方法で使用し、また適切に使用したことを示す記録を残さなければなりません。農林水産省による「食品業界の信頼性向上自主計画」策定の手引き～5つの基本原則～では、「洗浄剤、殺虫剤等の薬剤の管理、使用基準が定められている」ことを求めています。

使用する薬剤や場所によって、記録すべき項目は異なります。専門知識を持つ人に相談して作成して下さい。

表の例は食品を扱う場所ではありませんが、製造室内などで使用する場合には、専門業者による使用であっても、現場をよく知る自分たちが、薬剤使用時の製造機器類への覆い（養生）や、作業後の洗浄方法など、業者と一緒に検討すべきです。

専門業者による作業終了後には、作業記録を確認し、自分達で責任を持って、もとの安全な製造環境に戻しましょう。

また、殺虫剤や洗剤、殺菌剤など、混入すると安全な食品でなくなる薬剤は、食品を扱う場所とは別の保管場所に鍵をかけて保管すべきです。持ち出しと返却の記録も含めた「保管管理記録」も必要になります。



<豆知識>

殺虫剤の種類

いろいろな種類の殺虫剤がありますが、大きく分けると次のようになります。

有機リン剤	虫の神経系の働きを阻害する。ピレスノイド系より作用は強い。人への毒性も強い。
カーバメイト剤	虫の神経系の働きを阻害する。リンや塩素を含まない。速効性があり残効性の短いものが多い。
ピレスロイド剤	除虫菊の殺虫成分やその類似化合物。速効性がある。魚への毒性が高く、使用場所に注意する必要がある。
昆虫成長制御剤 (IGR剤)	虫の変態や脱皮にかかわるホルモンのバランスを崩す。効果は虫の一生のうち特定の時期に限られる。哺乳類への毒性はほとんどない。
ネオニコチノイド剤	ニコチンに似た構造で、強い神経毒性を持つ。速効性で残効性も比較的高い。人への毒性は低い。

他に、作用の及ぼし方によって誘殺剤、接触剤、食毒剤など、形状によって、粉剤、錠剤、スプレー剤などに分けられます。また、忌避剤などもあります。対象や用途に応じて、専門家に相談して使用しましょう。

ねずみ・害虫確認記録

ねずみ・害虫確認記録		実施担当者：山下
実施日時：20XX年YY月ZZ日		食品衛生管理者：森
場所	状態	実施内容
原料倉庫ねずみ用粘着板No. 1	捕獲なし	—
原料倉庫 歩行性昆虫粘着トラップNo. 1	トビムシ5匹	昨年同時期と比べ少ないが清掃実施
製造室飛翔性昆虫ライトトラップ	チョウバエ3匹	昨年同時期と同程度、排水溝清掃実施
...
作業台下	虫発生なし汚れなし	—
製造室壁床の隅	巾木コーキングの一部に切れあり	コーキングした
...

ねずみや害虫などの侵入や発生状況を確認する記録の例です。ねずみ用の粘着版や昆虫用のトラップを設置し、定期的に確認することを想定しています。

防虫専門業者にモニタリングを委託している事業所も多いと思いますが、業者まかせにせず自分達でもよく見て、速やかに対処することが大切です。

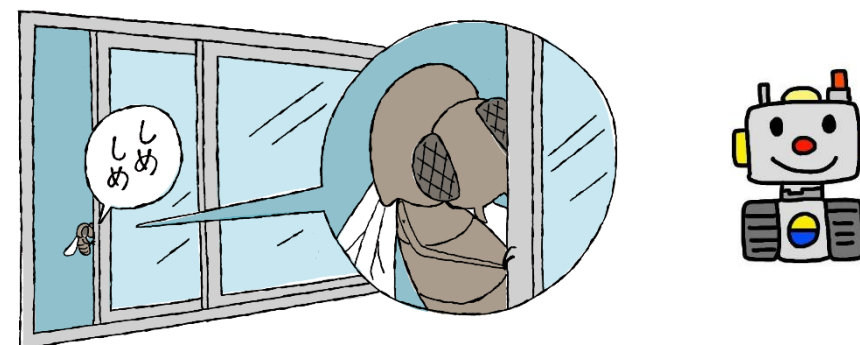
ねずみの侵入や虫の発生の可能性が考えられる場合には、防虫業者に連絡をして対処について相談しましょう。排水溝や床などに汚れがあった場合には、速やかに清掃しましょう。また、ねずみや昆虫が、食品が接触する器材等に触れた恐れがある場合には、使用前に十分な洗浄が必要です。むき出しの状態の原料や中間製品、製品に触れた可能性がある場合には、廃棄しましょう。それを防ぐためには、食材がむき出しにならない状態を保つことが重要です。

製造や加工に携わる担当者が、自分たちの持ち場のねずみや害虫の確認をすることは、衛生に関する意識を高めることにつながります。製造作業で忙しいでしょうが、確認の意義を理解し、よりきれいな現場となった達成感を感じることで、取り組みの継続につながります。

虫に関心のある方を中心に、どんな種類の害虫がいてどんなところに住んでいるのか、外部から侵入するか、内部で発生しやすいか、などを勉強すると、興味を持って取り組むことができます。

トラップなどでの捕獲状況を自動的にデータとして取り込んだり、ねずみの動きを解析するシステムも販売されています。これらを利用する場合でも、現場と現状を頭のなかに描いて、効果的な対策を考え実施することは、人間の行うことです。現場を注意深く見る経験がものを言うと思います。

なお、でん粉やセルロースでできた緩衝材は、ねずみや害虫の餌になります（これらでできていても餌になりにくいことを特徴としているものもあります）。原料や機材の緩衝材で、これらのものが使用されていた場合は、放置せずに速やかに廃棄するか、保管ボックスに入れましょう。



<豆知識>

総合的有害生物管理 (IPM: Integrated Pest Management)

ペストコントロールという言葉をよく聞きます。ペストは昔ヨーロッパで流行した黒死病だけでなく、転じて厄介者、害虫など有害生物全般を指す言葉となりました。このため、ねずみ・害虫駆除をペストコントロールと呼びます。

従前は、殺鼠剤や殺虫剤による薬剤駆除が中心でしたが、近年は、原材料への汚染リスク、従事者への健康リスク、環境への負荷リスクを減少させるため、使用薬剤を最小限にする努力が求められています。このため、製造環境の清浄度区分や5Sによる管理により、虫の発生やねずみの侵入の防止を総合的にコントロールする総合的有害生物管理 (IPM) による防鼠防虫が主流となっています。

防鼠防虫対策はどうしても夜間等になるため、立ち合いがなかなか出来ないことが課題です。極力、調査や施工に立ち会うとともに、その報告書を工場内で共有化しましょう。

ねずみ・害虫駆除記録

ねずみ・害虫駆除記録

実施日時：20XX年YY月ZZ日		実施担当者：山本	
場所	状態	実施内容	実施結果
倉庫	粘着板にねずみ 1匹捕獲あり	防虫業者に連絡し、粘着版を増やした	その後捕獲なし AA月BB日
倉庫シャッター隙間	隙間なし	—	—
製造室扉外吊下げ型忌避剤	薬剤残量少ない	交換した	状態良
冷蔵庫下	虫発生なし	—	—
排水溝	チョウバエ発生	殺虫剤噴霧	発生なし AA月BB日
...

注意事項：薬剤使用時は薬剤使用記録にも記録すること。実施結果欄は、約1週間後にその後の状態を確認し記録すること。

厚生労働省の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」では、「年2回以上、そ族及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保管すること」とされています。また地方自治体の条例などに基づいて、駆除作業を実施している事業者は多いと思います。

一方で、「殺虫剤・防そ剤等の起用記録」のシートに記載したように、化学的有害要因となる殺虫剤等をできるだけ使わないで済む衛生状態とすることが一番です。

それぞれの施設設備の現状に応じて、頻度や方法を考えて、駆除の実施内容を設定し、管理する必要があります。

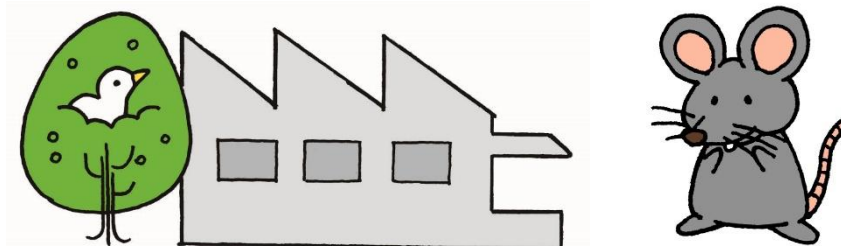
上の表は、ねずみや害虫の侵入防止策を駆除と同等の対策と考え、これらが十分に維持されているかどうかを確認し、虫などの発生があった場合に駆除し記録する様式の例です。

殺虫剤等の詳細な使用記録を同じ表に盛り込む様式もあると思います。また虫などの状態を、施設設備の衛生状態とあわせて確認している事業所もあるでしょう。作業の種類が違って、ひと続きの作業をひとつの様式に記録すると効率的に記録できます。

記録の様式は、作業の流れに沿って、記録しやすいように工夫することが大切です。同じ種類の管理項目だからと、異なるタイミングの作業を一つの記録用紙にしたり、ひと続きの作業だけだと異なる管理項目だからと、別の記録様式にしたり、出来合いの様式例をそのままあてはめると、自分たちの作業とうまく合わずに、無理のある作業や記録になってしまうことがあります。

そのような「無理」に気づくのは、実際に作業する人たちです。記録の様式を決める立場の方は、実際にその用紙で作業をしてみ、作業担当者と一緒に考えるとといった、現場に即した姿勢が大切です。また作業や記録がやりにくいことがあれば、声を出して改善する職場の雰囲気も重要です。

作業工程に沿って、その内容と重要性を考え、適切で効率的な確認や管理の方法を決め、実施した内容を無駄なく記録する、という考え方は、「HACCP的な考え方」でもあります。



<豆知識>

防虫作業の資格

そ族や衛生害虫などの防除や駆除を専門業者に委託して実施している事業所も多いと思います。これらの作業を行うには特別な資格や免許を持っていないといけない、という決まりはありません。しかし専門的な知識や経験が求められる作業ですから、業者がこれらを有していて適切な作業ができるかどうかを、委託元は評価しなければなりません。

その判断材料として、防虫に関する資格を持っている人がいるか、あるいはどのような教育訓練を行っているかを確認することが重要です。資格の一つに、防除作業監督者があります。厚生労働省が所管する国家資格です。また、使用する薬物によっては毒劇物取扱責任者等の資格が必要です。「建築物ねずみ昆虫等防除業登録」制度のある自治体もあります。必要に応じてこれらの資格の状況や、その業者の社内教育訓練計画などを入手しましょう。

ただし、適切な業者だからといって、まかせきりは良くありません。自分たちの現場は自分たちが良くしていく意識を持ち、現場の状態をよく見て、防虫業者と相談をして対処しましょう。